

地域脱炭素移行・再エネ推進事業計画（重点対策加速化事業）

(基本情報)

地方公共団体名	新居浜市
事業計画名	あかがねのまち ゼロカーボンシティ にいはま ～エネルギー地産地消推進事業～
事業計画の期間	令和5年度～令和10年度

1. 2030年までに目指す地域脱炭素の姿

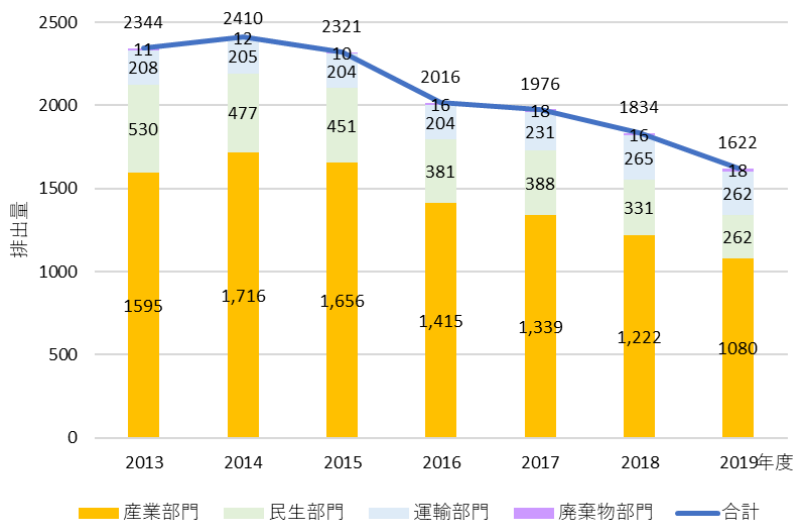
(1) 目指す地域脱炭素の姿

ア 温室効果ガス排出量状況

2019年度の市域全域の排出量は1,622千t-CO<sub>2</sub>で、排出量のうち産業部門の割合が約7割(1,080千t-CO<sub>2</sub>)を占め、次いで民生部門16%、運輸部門16%、廃棄物部門1%となっている。

基準年度である2013年度排出量との比較では31%減少している。

新居浜市域の温室効果ガス排出量の内訳と推移（単位：千 t-CO<sub>2</sub>）



イ 地域の課題

(ア) 地域経済

・本市は1691年（元禄4年）に開坑した別子銅山の鉱物資源から派生した財閥系企業の繁栄とともに発展したまちであり、1973年の銅山閉山後においても、化学工業や鉄鋼・非鉄・金属製品製造業等の工場群が沿岸地帯に形成される臨海工業都市となっている。本市は製造業により、生産、所得、雇用等の面で大きな恩恵を受けている一方、製造業による排出量が市域の排出量の多くを占めている。

・他自治体と同様、本市も人口減少、超高齢化社会への対応が必要であり、特に生産年齢人口の減少による地域の経済規模の縮小、労働力の確保困難が懸念されている。また、市内中小企業者より、技能者の高齢化と技能伝承の遅れ、若手人材不足などの問題から今後の成長力を懸念する声が上がっている。

・本市は製造業を中心に地域の稼ぐ力が強く、労働生産性が高いが、中間投入や営業剰余が多く、一人当たりの地域住民所得は全国平均と比較して低い。また、エネルギー消費量の多い非鉄金属製造業や化学製品製造業に由来する石炭、原油、天然ガス、石油・石炭製品の取引により、約1,839億円がエネルギー代金として流出している（環境省「2018 地域経済循環分析ツール」より）。

→持続可能な事業活動の推進、本市の特性に合わせた産業育成、雇用確保、域内の経済循環やエネルギーの地産地消に向けた自立分散型の地域づくりにより、地域産業の競争力強化、地域経済の活性化につなげていく必要がある。

(イ) 防災

- ・本市における気象災害として、大雨・台風による河川の氾濫、低地における内水排除不良による浸水、土砂災害があり、被災者の受け入れ避難所として、市内の小中学校、公民館等の公共施設を指定している。
  - ・今後、南海トラフ地震の発生による被害が想定される。
- 災害時における避難施設や応急対策活動の拠点施設等の機能維持・強化が必要である。

ウ これまでの主な取組

市民、事業者、行政が一体となって地球温暖化対策を推進するため、本市は次のような取組を推進している。

(ア) 事業者関連

- ・新居浜市SDGs推進企業登録制度（令和3年度～）  
【目的】SDGs達成に取り組む企業の支援、企業価値向上  
【概要】ポータルサイトでの企業情報の発信等  
【実績】登録26企業
- ・中小企業者を対象とした省エネ相談事業（令和4年度～）  
【目的】市内中小企業者のエネルギー使用最適化  
【概要】専門家による省エネルギー最適化診断



新居浜市SDGs推進企業登録制度  
ロゴマーク

(イ) 市民関連

- ・住宅への省エネルギー設備・再生可能エネルギー設備の導入支援（平成27年度～）  
【目的】住宅の脱炭素推進  
【概要】ZEHや家庭用蓄電池の導入を支援  
【実績】ZEH 99件 蓄電池 321件

(ウ) 交通関連

- ・電動アシスト自転車の購入支援（令和2年度～）  
【目的】交通手段の脱炭素化  
【概要】65歳以上の市民を対象に、電動アシスト自転車の購入支援  
運転免許返納者には補助金上乘せ  
【実績】508件（うち免許返納者169件）

(エ) 各主体との協働

- ・新居浜市地球高温化対策地域協議会（平成21年度～）  
【目的】協働による地球温暖化対策推進  
【概要】市民、事業者、団体等との協働事業（海岸清掃、講演会等）を実施  
【実績】登録291団体・個人（令和5年1月時点）



地域協議会による海岸清掃の様子

- ・啓発イベント等の開催  
【目的】市民及び行政の協働による環境保全活動の啓発  
【概要】市民団体と協働し、自然観察体験会や自転車利用促進事業等を実施  
【実績】実施事業8件（令和4年度）

・環境出前講座

【目的】地球温暖化対策推進のための意識醸成・啓発

【概要】市民・団体を対象とした出前講座を実施

【実績】参加人数80人（令和3年度）

・地域ポイント「あかがねポイント」による環境配慮行動の促進（令和2年度～）

【目的】市民の環境配慮行動の促進

【概要】環境関連イベント参加者に地域ポイントを付与  
地域ポイントは市内の店舗等で利用可能  
環境関連イベント情報をアプリ利用者に提供

【実績】ポイント付与人数155人（令和3年度）



あかがねポイント

(オ) 市の率先行動

- ・ごみ処理に伴う余熱利用
- ・下水処理場の消化ガス利用
- ・公用車へのEV、HV導入
- ・公共施設や公有地への太陽光発電設備導入  
市内小中学校等に計330kWの太陽光発電設備を導入（自家消費）  
一部施設においてオンサイトPPAにより太陽光発電設備を導入（令和5年度稼働予定）
- ・ニームス（新居浜市環境マネジメントシステム）の運用  
本市独自の環境マネジメントシステムの運用による、庁内の環境配慮行動の促進、意識の共有化
- ・市内全小中学校のユネスコスクール認定（平成29年度～）  
別子銅山の環境汚染克服のプロセスの学習、ESDの視点を取り入れた活動

エ 2030年までに目指す地域脱炭素の姿及び対応状況と今後の方針

(ア) 2030年までに目指す地域脱炭素の姿

本市は、約100年前に、別子銅山の銅製錬による煙害や森林伐採により荒れ果てた山への植林に取り組みなど、先駆的な取組により環境問題を克服してきたまちであり、この歴史は市民の本市に対する誇りや愛着の源となっている。

この歴史をカーボンニュートラルへの挑戦と重ね、その思いや考えをもとに取組を推進し、2030年までに、市民、事業者、行政等の各主体の脱炭素化に向けた意識・価値観が醸成され、各主体の脱炭素行動・選択が定着している状態、本市の強みであるものづくり産業を活かし、事業者により、脱炭素に資する技術革新への取組が加速している状態、行政が中心となって社会基盤や社会の仕組みの脱炭素化を推進し、脱炭素施策の推進が地域の課題解決や地域の発展にも貢献している状態を目指す。



別子山地区風景



市内風景

(イ) 対応状況

・新居浜市気候非常事態宣言

令和4年6月18日に開催された、新居浜市地球高温化対策地域協議会総会において、市長が気候非常事態宣言を表明した。その後、市報やロビー展、出前講座等にて随時周知を行い、脱炭素化に向けた意識・価値観の醸成を図っている。



市長による宣言の様子

・カーボンニュートラルポート形成計画

製造業が集積する港湾エリアにおける脱炭素施策を推進するため、官民連携によりカーボンニュートラルポート形成計画の策定を進めている（令和4年度策定予定）。具体的な取組として、火力発電所におけるLNGへの燃料転換、水素・燃料アンモニア等の利用拡大や受入環境整備等を想定しており、事業者による脱炭素に資する技術革新への取組を加速させる予定である。

・新居浜市SDGs推進協議会

本市は令和4年5月にSDGs未来都市に選定された。企業、団体、教育機関などの関係者間で、環境、経済、社会等の地域課題の情報共有・地域課題の解決を図るため、令和5年4月に「新居浜市SDGs推進協議会」を設立し、定期的に勉強会、ワークショップ、交流会等を開催する予定である。

・高効率照明整備事業

令和5年度に道路灯等の屋外照明（約1,000灯）のLED化をESCO事業により実施し、社会基盤の脱炭素化を図っていく。

(ウ) 今後の方針

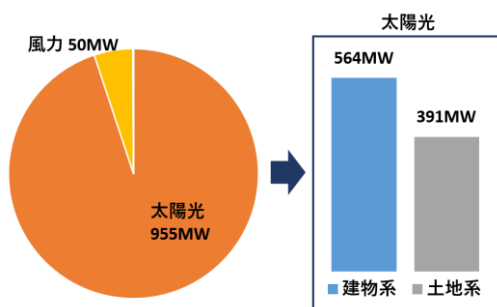
本市は四国の瀬戸内海側に位置し、年間を通して温暖な気候で十分な日射量を得られる地域特性を有していることから、数ある再生可能エネルギー発電のなかでも太陽光発電との親和性が高い。そのため、市域の太陽光発電設備は年々増加しており、自治体排出量カルテによるとFIT制度で認定された2020年度時点の太陽光発電電力量は86,673MWh（対消費電力FIT導入比6.4%）となっている。しかし、その多くが売電目的と推測され、市域で発電される電力が地域の循環資源になっていない。また、山林開発や農地転用により太陽光発電設備を設置する場合、環境負荷が懸念される。

本市は、平野部は住宅用地や工業用地等が多く、太陽光発電について建物系の導入ポテンシャルが高い結果が出ていることから、本市の再エネポテンシャルを活かすとともに、エネルギーの地産地消を推進するため、今後、市民、事業者、行政の各主体による屋根置き自家消費型太陽光発電設備の導入を、主要施策として推進する。

→各主体の脱炭素行動・選択が定着

→脱炭素施策の推進が地域の課題解決や地域の発展にも貢献

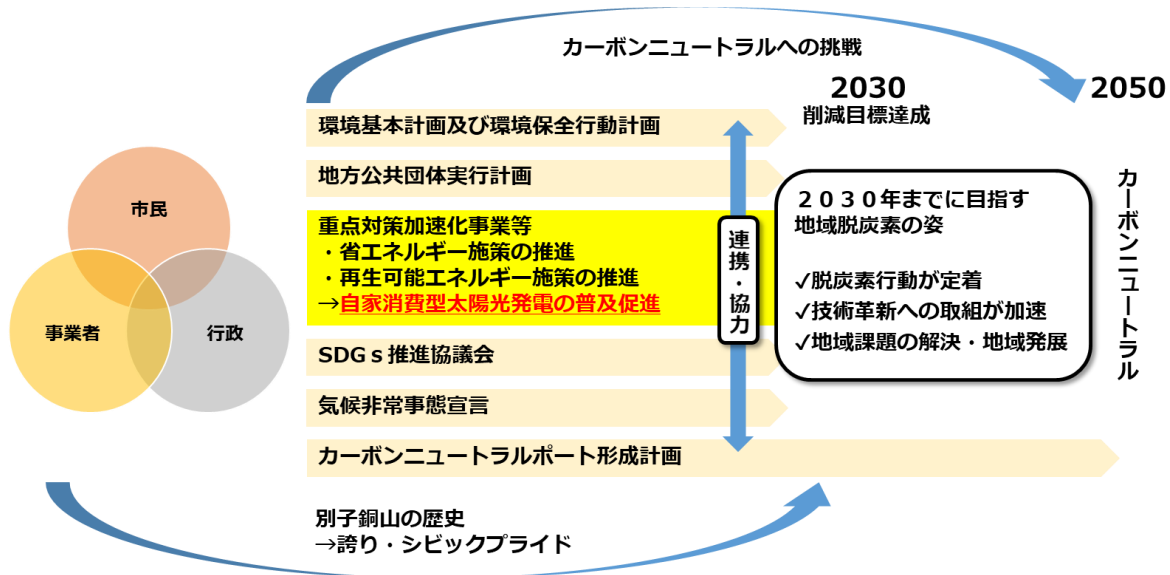
再生可能エネルギー（電気）ポテンシャル



再生可能エネルギー情報提供システム【REPOS（リーボス）】から取得したコンテンツを加工して作成



2023年度中に環境基本計画及び環境保全行動計画、地方公共団体実行計画（区域施策編及び事務事業編）を改定し、2030年までに目指す地域脱炭素の姿を明記し、各主体との共有を図るとともに、各主体の取組、各計画の施策等との連携・協力により、2030年の削減目標の達成、2030年までに目指す地域脱炭素の姿の実現を目指す。



## (2) 改正温対法に基づく地方公共団体実行計画の策定又は改定

### ア 地方公共団体実行計画（事務事業編）

エコアクションプランにいはま4（新居浜市地球温暖化対策率先行動計画）

期間 2021～2030年度

目標 2030年度温室効果ガス排出量削減目標 29.4%削減（2013年度比）

- 取組方針
- 1 日常業務に関する取組の推進
  - 2 施設の整備等に関する取組の推進
  - 3 廃棄物対策及び森林吸収源対策に関する取組の推進

温室効果ガスの削減目標を達成するために3つの取組方針を設定し、これまで以上に地球温暖化対策を強化し、全職員が一丸となって温室効果ガスの削減目標達成を目指している。特に、取組方針2で定めるハード面の施策については、市有施設のLED照明導入を進めるなど、重点的に取り組んでいる。

今後の取組を加速させるため、2023年度中に本計画の改定を行い、2030年度までに2013年度比で50%以上の排出量削減を目指す。また、目標達成のため、市有施設への太陽光発電設備の導入や高効率照明・空調等の導入を推進するとともに、本市独自の環境マネジメントシステム「Ni-EMS（ニームス）」により、計画的・継続的に環境改善行動を図る。

### イ 地方公共団体実行計画（区域施策編）

新居浜市地球温暖化対策地域計画（第2次区域施策編）

期間 2021～2030年度

目標 2030年度温室効果ガス排出量削減目標 35.8%削減（2013年度比）

- 取組の柱
- 【心】行動意識：一人ひとりの行動様式や価値観の脱炭素化
  - 【技】技術：温暖化防止に効果のある技術の開発、普及
  - 【体】社会基盤・仕組み：社会基盤、社会の仕組みの脱炭素化

市民、事業者が危機意識を持って行動し、行政がその行動を後押しするとともに率先して行動することで、全市一丸となって地球温暖化対策に取り組み、脱炭素社会の実現を目指している。

また、脱炭素社会の実現に向けて、【心】【技】【体】の3つの取組の柱として示し、総合的な視点で

温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいる。

今後の取組を加速させるため、2023年度中に本計画の改定を行い、2030年度までに2013年度比で46%以上の排出量削減を目指す。

改正温対法に基づく促進区域の設定や再生可能エネルギー導入目標については、改定作業の中で検討していく。

## 2. 重点対策加速化事業の取組

### (1) 本計画の目標

(地方公共団体実行計画に掲げる目標達成に向けた重点対策加速化事業の位置付けや活用方策等)

新居浜市地球温暖化対策地域計画（第2次区域施策編）の取組の柱【体】のひとつとして、「効率的なエネルギー利用の促進、再生可能エネルギーの利活用促進」を推進している。また、エコアクションプランにいはま4（新居浜市地球温暖化対策率先行動計画）の重点取組方針において、省エネ性能の高い設備機器の導入、再生可能エネルギーの導入等を積極的に推進するとしている。

重点対策加速化事業により、これらの取組を加速させ、産業部門、民生部門の排出量削減を推進し、2030年度までの温室効果ガス排出量削減目標（2013年度比46%削減）のうち、本交付金による設備導入により0.3%分の削減に寄与することを目指す。

なお、重点対策加速化事業の対象としていない他の公共施設についても太陽光発電設備を最大限導入していくため、地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業を活用して導入可能性調査を行い、導入可能な施設については、一般財源・各種補助金等を活用しながら導入を推進していく。

(本計画の目標等)

①温室効果ガス排出量の削減目標	3,535トン-CO <sub>2</sub> 削減/年
②再生可能エネルギー導入目標	6,597kW
(内訳) ・太陽光発電設備	6,597kW
③その他地域課題の解決等の目標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中小企業者等への自家消費型太陽光発電設備導入容量 2,666kW (2024～2028年度)</li> <li>・環境活動参加人数 2,500人(2030年度) (2019年度 1,949人)</li> </ul>
④総事業費	829,226千円 (うち交付対象事業費829,226千円)
⑤交付限度額	614,551千円
⑥交付金の費用効率性	10千円/トン-CO <sub>2</sub>

### (2) 申請事業

#### ①屋根置きなど自家消費型の太陽光発電

令和5年度	太陽光発電設備の個人向け間接補助事業	(107件、535kW)
令和6年度	太陽光発電設備の個人向け間接補助事業	(100件、500kW)
	太陽光発電設備の民間向け間接補助事業	(10件、533.32kW)
	公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入	(2施設、276kW)
令和7年度	公共施設への蓄電池導入	(2施設、160kWh)
	太陽光発電設備の個人向け間接補助事業	(100件、500kW)
	太陽光発電設備の民間向け間接補助事業	(10件、533.32kW)
	公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入	(2施設、340kW)

	公共施設への蓄電池導入	(2施設、182kWh)
令和8年度	太陽光発電設備の個人向け間接補助事業 太陽光発電設備の民間向け間接補助事業 公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 公共施設への蓄電池導入	(100件、500kW) (10件、533.32kW) (3施設、280kW) (3施設、181kWh)
令和9年度	太陽光発電設備の個人向け間接補助事業 太陽光発電設備の民間向け間接補助事業	(100件、500kW) (10件、533.32kW)
令和10年度	太陽光発電設備の個人向け間接補助事業 太陽光発電設備の民間向け間接補助事業	(100件、500kW) (10件、533.32kW)
合計	太陽光発電設備の個人向け間接補助事業 太陽光発電設備の民間向け間接補助事業 公共施設への自家消費型太陽光発電設備の導入 公共施設への蓄電池導入	(607件、3,035kW) (50件、2,666kW) (7施設、896kW) (7施設、523kWh)

③業務ビル等における徹底した省エネと改修時等のZEB化誘導

年度		
令和6年度	公共施設への高効率照明導入	(1施設)
令和7年度	公共施設への高効率照明導入	(1施設)
令和8年度	公共施設への高効率照明導入	(1施設)
令和9年度	公共施設への高効率照明導入	(1施設)
令和10年度	公共施設への高効率照明導入	(1施設)
合計	公共施設への高効率照明導入	(5施設)

(3) 事業実施における創意工夫

ア 太陽光発電設備の個人向け間接補助事業

- ・新居浜市SDGs推進協議会を活用し、供給側である地域の住宅販売店、工務店、オンサイトPPA事業者、融資に関わる地元金融機関等と普及策について意見交換を行うなど、連携・協力しながら事業を推進する。
- ・太陽光発電設備導入支援を行った市民に対し、EV、充電設備、CEV補助金の周知を行い、自家消費率の向上を図る。
- ・愛媛県が2023年度に実施する「えひめ太陽光発電設備等共同購入事業」と連携・協力した事業の実施・運用、県事業と本計画の事業を併せた周知・広報など、県事業との相乗効果を図る。

イ 太陽光発電設備の民間向け間接補助事業

- ・本市の産業構造は大手製造業と大手製造業との取引を中心とする中小企業者等から構成されている。大手製造業は経営戦略や省エネ法の特定事業者として、脱炭素に向けた取組を積極的に推進する一方、市内の中小企業者等は知見不足やコスト負担がネックとなり、積極的な推進には至っていない。サプライチェーン全体の脱炭素化が求められる中、中小企業者等の脱炭素化に向けた取り組みの強化が必要であるため、太陽光発電設備の民間向け間接補助事業の対象を中小企業者等とする。
- ・事業の対象となる中小企業者等が多く入会している商工会議所や各種事業者団体等への周知・広報を行うとともに、新居浜市SDGs推進企業として登録されている事業者や省エネセミナーに参加した事業者、省エネ診断を受けた事業者など、脱炭素に関する意識が高いと推測される事業者等をターゲットとした周知・広報を行い、前述の省エネ診断の実績も踏まえ、中小企業者等の事業所や工場への自家消費型太陽光発電設備の導入を推進する。本事業により設備を導入した事業者については、市内における脱炭素推進の先導者として、市が周知・広報を行う。

ウ 公共施設への自家消費型太陽光発電設備及び蓄電池の導入

- ・太陽光発電設備と併せて蓄電池を導入し、効率的な電力利用(エネルギーマネジメント)を行うほか、災害時には非常用電源として活用し、避難所施設のレジリエンス強化を図る。蓄電池の容量

については、自家消費率の向上と災害時に必要な電力量を十分まかなえる容量とする。

- ・ EMSにより自家消費率を高め、効率的な電力利用を行う。
- ・ 地域の事業者による設備工事の施工により、地域の事業者の実績づくり、市域内での経済循環を図る。
- ・ 2023年度中に、地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業を活用し、本事業で予定していない施設についても導入可能性調査を行い、より有効と判断される施設がある場合は、適宜、導入施設の追加・変更を行う。また、他の補助金等も活用し、導入可能な公共施設については、2030年度までに50%導入、2040年度までに100%導入を目指す。
- ・ 市有施設へのオンサイトPPAによる太陽光発電設備導入をモデルに、市域でのオンサイトPPA事業を普及させるため、導入実績や稼働状況等について、市ホームページやSNS等で定期的に周知・広報を行うほか、オンサイトPPA事業者と協力し、有効な普及策を検討し、実施する。

#### エ 公共施設への高効率照明導入

- ・ 1日の点灯時間が長い（1日5時間以上点灯）照明機器について、優先的にLED照明機器に更新していく（省エネ効果が高い施設を優先する）。
- ・ 地域の事業者による設備工事の施工により、地域の事業者の実績づくり、市域内での経済循環を図る。
- ・ 市有施設の省エネ設備への更新を加速化させ、施設全体の環境性能を向上させるとともに、省エネ設備更新による省エネ効果（経済的メリット）等を市民、事業者に周知・広報し、住宅や事業所等における省エネ設備への更新を促進する。

#### (4) 事業実施による波及効果

- ・ 中小企業者等の脱炭素化への取組を新居浜市SDGs推進企業登録制度や新居浜市SDGs推進協議会等の活用、事業者団体の協力など、様々な手段、方向から情報発信し、市内における脱炭素推進の潮流を生み出す。  
→事業者は各方面から情報を把握することで市内における脱炭素推進の潮流を認知し、脱炭素化に向けた取組に追随する。この動きが広がることで、さらに他の事業者にも波及拡大
- ・ 本事業の取組を別子銅山の歴史と脱炭素化への挑戦と重ね、ユネスコスクールのESDや生涯学習講座において市民に周知するほか、シティプロモーションの一環として市内外に周知する。  
→市内外の脱炭素化に向けた取組に波及拡大
- シビックプライドの醸成、市のブランド価値向上により、定住人口・関係人口の増加にも波及
- ・ 本事業に関連部署も含めて複数の職員が携わり、市の脱炭素施策の推進のための知識経験を習得させる。  
→職員の脱炭素施策に関するスキルアップ、スキルや情報の継承

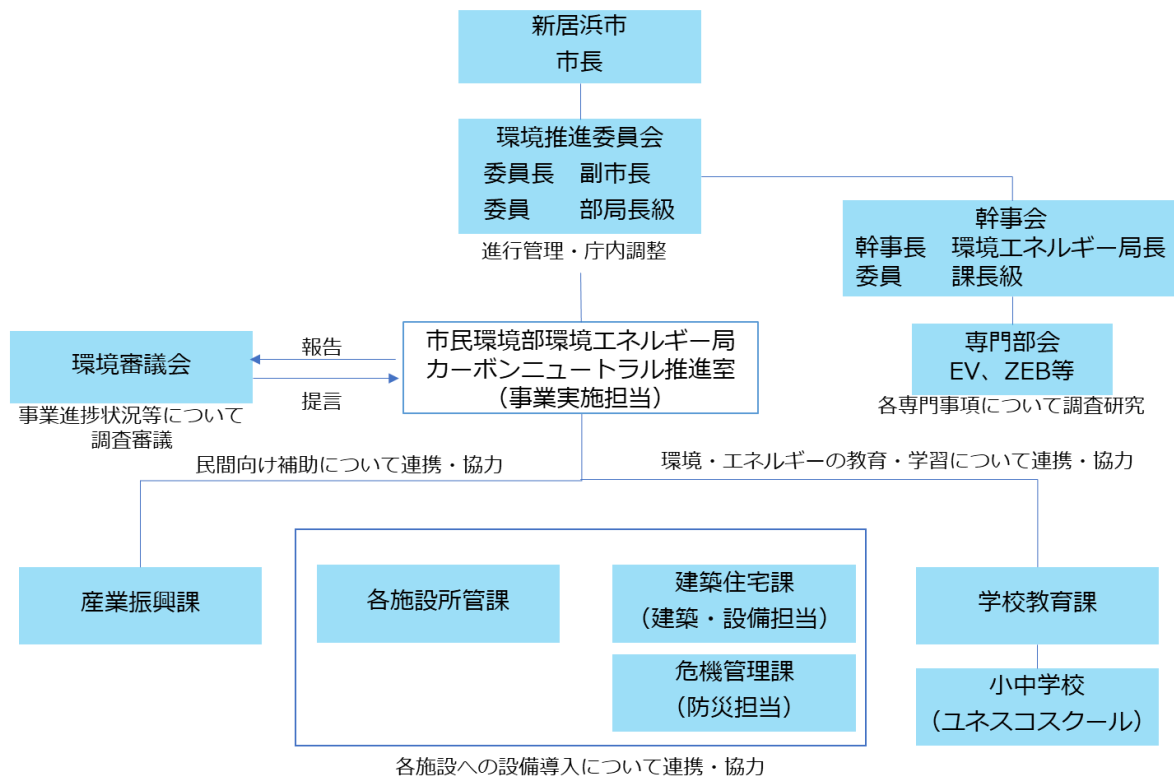


## (5) 推進体制

### ①地方公共団体内部での推進体制

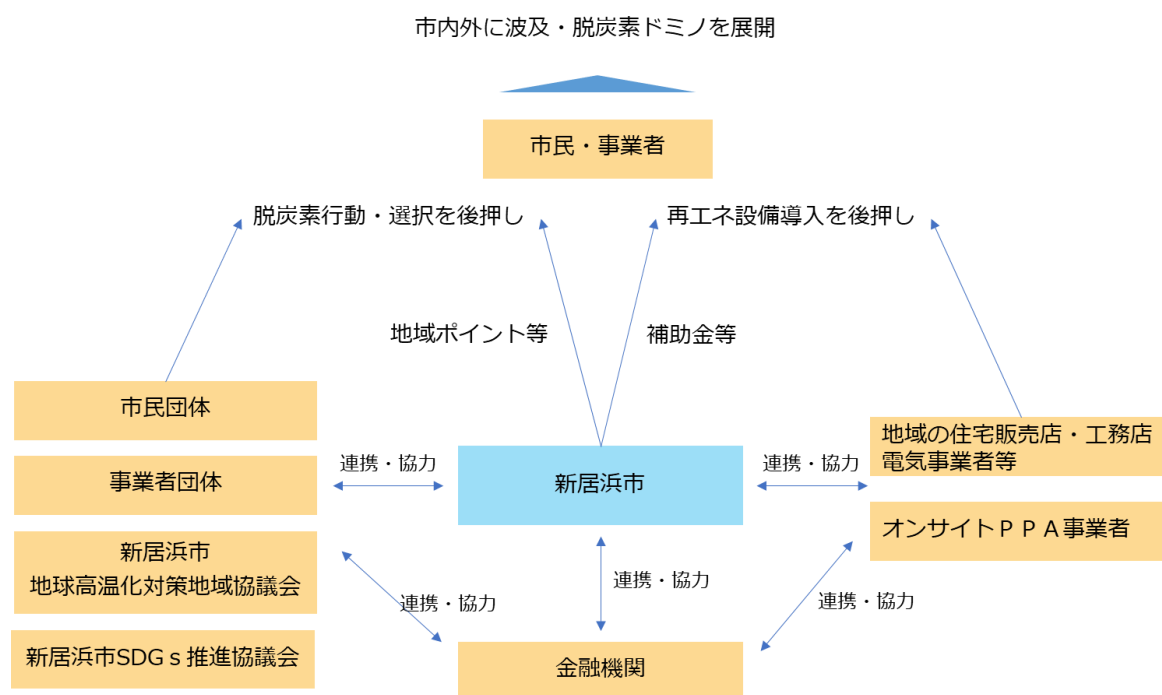
本市内部において、市民環境部環境エネルギー局カーボンニュートラル推進室が中心となり、各施設所管課や建築住宅課、産業振興課等と調整を行い、事業全体の整合を図りながら、本事業を推進していく。また、定期的に副市長を委員長とする環境推進委員会を開催し、本事業の進行管理・庁内調整を行っていく。環境推進委員会には幹事会及び専門部会を設置し、各専門事項について調査研究を行っている。

環境審議会による外部有識者等の意見・提言を反映させていく。



## ②地方公共団体外部との連携体制

公共施設への太陽光発電設備の導入は、全てオンサイトPPA事業（地域の企業を想定）で導入する。また、住宅・事業所等への太陽光発電設備導入支援事業及び公共施設への高効率照明導入については、地域の住宅販売店、工務店、電気事業者等と連携・協力しながら、事業を実施する。また、地元金融機関との連携・協力による啓発活動、市民・事業者・行政・各種団体に構成する新居浜市地球高温化対策地域協議会等との協働により、市民・事業者の意識醸成や本事業についての周知理解、脱炭素行動・選択等の後押しを図ることで、本事業の確実な実施とさらなる拡大、市内外における脱炭素ドミノの展開を目指す。



## 3. その他

### (1) 財政力指数

令和3年度 新居浜市財政力指数 0.76

### (2) 地域特例

該当地域：  
対象事業：